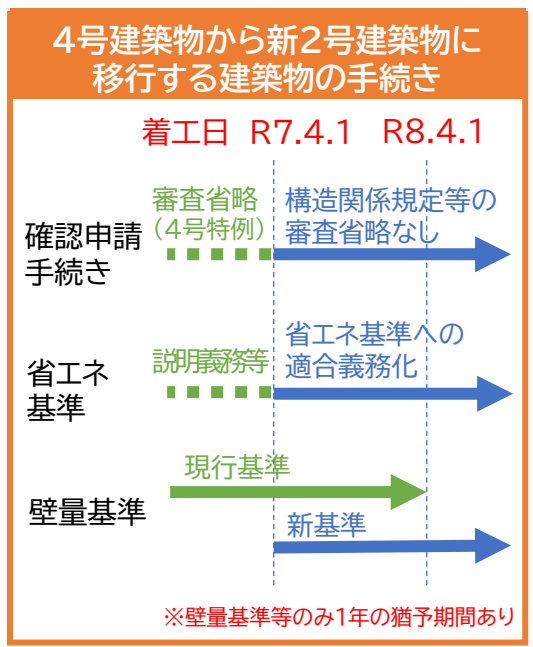


令和7年3月31日以前に着工の4号建築物の 確認申請は2月末までの 提出にご協力をお願いします



(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)

- 改正建築基準法・建築物省エネ法が令和7年4月1日に施行されます。
- 確認申請窓口では2～3月は確認申請の増加が見込まれ、確認済証交付に時間を要することが予想されるため、3月31日までに着工を希望される場合は**余裕をもった申請にご協力**をお願いします。
- 3月に申請し、図書追加説明等が生じた場合、確認済証が3月中に交付できないおそれがあり、その場合**改正法の適用対象(省エネ基準適合義務の対象等)**となりますので、ご注意ください。
- 5月以降に着工する物件は4月以降の申請にご協力をお願いします。



※着工の時点とは・・・杭打ち工事、地盤改良工事、山留め工事又は根切り工事に係る工事が開始された時点を示します。

注意 ・4月早期に工事着工を予定している物件については、改正法に適合していることが確認できる書類を添付して3月までに申請するなど、対応方法について申請先窓口とご相談ください。
 ・確認済証の交付後に**着工が4月にずれ込んだ場合**、計画変更申請もしくは完了検査までに、省エネ適判通知書の交付や改正法に適合することの確認を受ける必要があります。

県内の確認申請窓口 一覧

建設地の所在地	申請窓口	電話番号
鳥取市	鳥取市役所 都市整備部 建築指導課	0857-30-8361
米子市	米子市役所 都市整備部 建築相談課	0859-23-5236、5237
倉吉市	倉吉市役所 建設部 建築住宅課	0858-22-8175
境港市	境港市役所 建設部 建築営繕課	0859-47-1062
岩美郡 八頭郡	鳥取県 東部建築住宅事務所	0857-20-3648、3649
東伯郡	鳥取県 中部総合事務所 建築住宅課	0858-23-3235
西伯郡 日野郡	鳥取県 西部総合事務所 建築住宅課	0859-31-9752
県内全域 指定確認検査機関	(一財)鳥取県建築住宅検査センター	本部・鳥取事務所 0857-21-6702 米子事務所 0859-30-3247
	ハウスプラス中国住宅保証株式会社	米子支店 0859-37-2801



改正法については裏面をご覧ください。



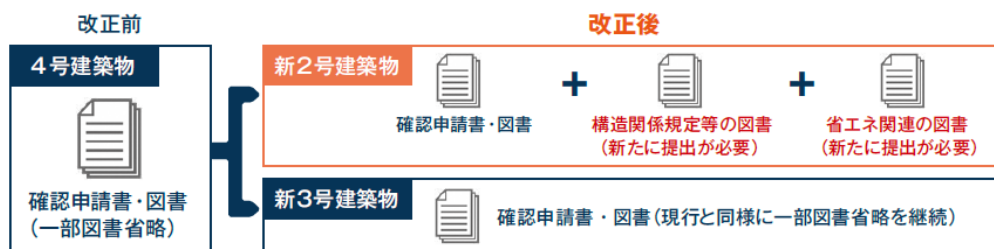
建築基準法、建築物省エネ法の見直しの概要

1 確認申請・検査の対象の見直し、審査省略制度の対象見直し

都市計画区域外で木造2階建ての建物を建築する場合、これまでは確認申請が不要でしたが、令和7年4月以降は申請が必要となり、確認済証が交付されないと工事ができず、工事完了後に検査に合格しないと建物が使用できません。



※木造以外(鉄骨造、鉄筋コンクリート造等)はこれまでどおりで変更ありません。



2 省エネ基準の義務化

原則全ての建築物について、省エネ基準への適合が義務付けられます。

	非住宅	住宅		非住宅	住宅
〈現行〉			➔		
大規模 (2000㎡以上)	適合義務 (2017.4~)	届出義務		適合義務 (2017.4~)	適合義務
中規模	適合義務 (2021.4~)	届出義務		適合義務 (2021.4~)	適合義務
小規模 (300㎡未満)	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

※エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模(10㎡)以下のもの及び現行制度で適用除外とされる建築物は、適合義務の対象から除く

建築確認手続きの中で省エネ基準への適合性審査を行います。(新3号建築物は審査省略)

省エネ基準に適合しない場合や、必要な手続き・書面整備を怠った場合は、確認済証や検査済証が発行されず、着工・使用開始が遅延する恐れがあります。



※建築基準法の改正により、建築確認・検査対象の見直しや審査省略制度(いわゆる「4号特例」)の縮小され、手続き等も変更されます。

※1 完了検査時においても省エネ基準適合の検査が行われます。

※2 仕様基準を用いるなど審査が比較的に容易な場合は、適合性判定は省略されます。

3 建物の構造計算のルールが変更

建物の省エネ化(建物の断熱材や窓を断熱性の高いものにする等)に伴い、建物自体が重くなるため、建物を支える壁や柱について壁量基準等の計算方法が変わります。